

## 「幕末明治福井150年博」ロゴマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、幕末明治福井150年博実行委員会が管理する「幕末明治福井150年博」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(ロゴマークに関する権限)

第2条 ロゴマークに関する一切の権限は、幕末明治福井150年博実行委員会に帰属する。

(使用目的、使用の制限)

第3条 ロゴマークは、幕末明治福井150年博実施計画で定められた基本理念を踏まえた取組において使用する。

2 ロゴマークは、使用開始前に本要領に同意の上、ダウンロードして使用することができる。ただし、次の場合には使用は認められない。

- (1) 県民の利益を害するおそれがある場合
- (2) 特定の思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (3) 特定の商品等の品質や安全性を保証する目的で利用されるおそれがある場合
- (4) 「幕末明治福井150年博」の正しい理解を妨げるおそれがある場合
- (5) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (6) その他幕末明治福井150年博実行委員会が不適切と判断する場合

(遵守事項)

第4条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、本要領に則った使用を遵守すること。

(使用の管理等)

第5条 幕末明治福井150年博は、使用者に対して、ロゴマークの使用状況について報告を求め、またはロゴマークを使用した資料や物品等の提出を求めることができる。

(使用の差し止め)

第6条 ロゴマークの使用に関し、次に掲げる場合に該当すると認められる場合、幕末明治福井150年博実行委員会はロゴマークの使用を差し止めることができる。

- (1) 遵守事項に違反した場合
- (2) 使用者が法令に違反した場合
- (3) その他幕末明治福井150年博実行委員会が不適切と判断した場合

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(事故・苦情等の処理)

第8条 ロゴマークを使用した物、施設、活動等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下で必要な措置を講ずるものとする。また、幕末明治福井150年博実行委員会はロゴマークの使用により生じた一切の損害について責任を負わないものとする。

(要領の改定)

第9条 本要領は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

(事務)

第10条 この要領に関する事務は、幕末明治福井150年博実行委員会(福井県観光営業部ブランド営業課内)が行う。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に必要な事項は、幕末明治福井150年博実行委員会会長が別に定める。